

Weekly コラム

令和 6 年 10 月 2 日

〒541-0055 大阪府中央区船場中央 2-1

船場センタービル 4 号館 4 階

船場経済倶楽部

Tel 06-6261-8000

(NPO 法人 SKC 企業振興連盟協議会) Fax 06-6261-6539

人の輪・衆智・繁栄

活動方針



当団体は、異なる業種の経営者が相集い、力を合わせ、自らの研鑽と親睦を通じて、斬新な経営感覚と新たな販売促進を創造して、メンバー同士でより健全な事業所とその事業所のイメージアップを図り、地域社会に貢献できる事業所となることを目的とする。

《コラム》配偶者の定額減税

◆所得税の納税者が対象

所得税の定額減税は、所得税の納税者である合計所得金額 1,805 万円以下の居住者に適用され、所得税額から本人 3 万円、同一生計配偶者と扶養親族 1 人につき 3 万円が控除される制度です。所得税の納税がない人は定額減税を受けることはできません。

◆非居住者には適用されない

定額減税は、海外で就職、留学などで国内に住所を持たない者、または 1 年以上、居所が国外にある者は対象となりません。

◆合計所得金額による扱いの違い

合計所得金額 48 万円以下の配偶者は、所得税の納税がないため、同一生計配偶者となることで定額減税を受けられます。給与等の源泉徴収では、合計所得金額の見積額 900 万円超の同一生計配偶者は、扶養控除等申告書に氏名等が記載されていないので「源泉徴収に係る申告書」を提出して月次減税を受けます。また、年末調整の際は「配偶者控除等申告書」又は「年末調整に係る申告書」を提出して年調減税を受けます。また、国税庁の様式以外も使用できます。

同一生計配偶者に該当するかの判定は、原則、令和 6 年 12 月 31 日の現況で行い、年の途中で出国、死亡の場合は、出国日、死亡日で行います。青色事業専従者や白色事業専従者は同一生計配偶者に該当しません。

また、合計所得金額 48 万円超となる共働き世帯などの配偶者は、自身が所得税の納税者として定額減税を受けます。

◆住民税は市区町村で計算

住民税の定額減税は、納税者の所得割額から本人 1 万円、同一生計配偶者と扶養親族 1 人につき 1 万円が控除される制度です。所得割額がない人、均等割り額のみの方は、定額減税を受けることができません。定額減税の手続きは、各市区町村が実施します。

なお、令和 5 年度の所得税確定申告では 1,000 万円超の給与所得者の同一生計配偶者であったため、給与支払報告書等に控除対象配偶者として記載されていない配偶者は、市区町村が令和 6 年度住民税の定額減税対象者として把握できていないため、令和 7 年度の住民税から控除を受けます。

◆控除しきれない人には調整給付

所得税および住民税の定額減税を自身の納税額から控除しきれない人は、各市区町村から調整給付金を受けます。給付額の算定は各市区町村で実施してくれます。

また、1 万円未満の給付は 1 万円単位に切上げとなりますので、少し、お得です。

記事の内容に関するお問い合わせは事務局までご連絡ください。

ウィークリーはメールでの配信も行っております。お手数ですが、「メール希望」・「配信停止希望」と件名にご入力の上、

skc-soudan@skc.ne.jp まで空メールをご送信ください。また、FAX ご不要の際は、その旨をお電話にてお申しつけください。